

2018年漁業センサス 漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）



記入の仕方

◆ 2018年漁業センサスとは

「漁業センサス」とは、漁業に関する国勢調査ともいべき大切な調査で、我が国漁業の基本構造等を明らかにし、水産行政の企画・立案等に活用することを目的に、5年に1度実施しています。

漁業や漁村の振興政策の策定など、水産行政の基礎となるものですので、ご協力をお願いいたします。



◆ 秘密の保護について

統計調査員及び都道府県、市区町村の職員が、個人の調査内容を他に漏らしたり、課税等、統計以外の目的に使うことは、法律で厳しく禁じられていますので、ありのままの記入をお願いいたします。

《 調査票記入にあたっての注意 》

- 調査票を記入する際は、この「記入の仕方」をよくお読みください。
- 黒の鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。
- 数字は1マスに1字ずつ算用数字で右に詰めて記入してください。
- 該当のある項目だけ記入し、それ以外の項目には何も記入しないでください。（－（バー）や0（ゼロ）を記入する必要はありません。）

- ◆ 調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたら、コールセンターにお問い合わせいただくか、統計調査員が訪問した際にご質問ください。

◆ 平成30年 満年齢早見表

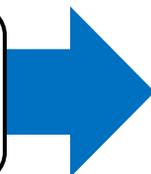
調査票の3ページにあります「I-1 漁業に従事した責任のある者」及び4ページ「I-2-(2) 役職につく者」の設問において、出生の年月を記入する際の参考にご利用ください。

なお、1月～10月生まれの方（誕生日が過ぎた方）は、年齢欄の数字が現在の年齢となります。

11月～12月生まれの方（誕生日が過ぎていない方）は、現在の年齢に1を足した年齢欄の、元号と年を記入してください。

年齢	元号	西暦	年齢	元号	西暦	年齢	元号	西暦
16歳	平成14年	2002年	42歳	昭和51年	1976年	72歳	昭和21年	1946年
17歳	平成13年	2001年	43歳	昭和50年	1975年	73歳	昭和20年	1945年
18歳	平成12年	2000年	44歳	昭和49年	1974年	74歳	昭和19年	1944年
19歳	平成11年	1999年	45歳	昭和48年	1973年	75歳	昭和18年	1943年
20歳	平成10年	1998年	46歳	昭和47年	1972年	76歳	昭和17年	1942年
21歳	平成9年	1997年	47歳	昭和46年	1971年	77歳	昭和16年	1941年
22歳	平成8年	1996年	48歳	昭和45年	1970年	78歳	昭和15年	1940年
23歳	平成7年	1995年	49歳	昭和44年	1969年	79歳	昭和14年	1939年
24歳	平成6年	1994年	50歳	昭和43年	1968年	80歳	昭和13年	1938年
25歳	平成5年	1993年	51歳	昭和42年	1967年	81歳	昭和12年	1937年
26歳	平成4年	1992年	52歳	昭和41年	1966年	82歳	昭和11年	1936年
27歳	平成3年	1991年	53歳	昭和40年	1965年	83歳	昭和10年	1935年
28歳	平成2年	1990年	54歳	昭和39年	1964年	84歳	昭和9年	1934年
29歳	平成元年	1989年	55歳	昭和38年	1963年	85歳	昭和8年	1933年
30歳	昭和63年	1988年	56歳	昭和37年	1962年	86歳	昭和7年	1932年
31歳	昭和62年	1987年	57歳	昭和36年	1961年	87歳	昭和6年	1931年
32歳	昭和61年	1986年	58歳	昭和35年	1960年	88歳	昭和5年	1930年
33歳	昭和60年	1985年	59歳	昭和34年	1959年	89歳	昭和4年	1929年
34歳	昭和59年	1984年	60歳	昭和33年	1958年	90歳	昭和3年	1928年
35歳	昭和58年	1983年	61歳	昭和32年	1957年	91歳	昭和2年	1927年
36歳	昭和57年	1982年	62歳	昭和31年	1956年	92歳	大正15年	1926年
37歳	昭和56年	1981年	63歳	昭和30年	1955年	93歳	大正14年	1925年
38歳	昭和55年	1980年	64歳	昭和29年	1954年	94歳	大正13年	1924年
39歳	昭和54年	1979年	65歳	昭和28年	1953年	95歳	大正12年	1923年
40歳	昭和53年	1978年	66歳	昭和27年	1952年	96歳	大正11年	1922年
41歳	昭和52年	1977年	67歳	昭和26年	1951年	97歳	大正10年	1921年
			68歳	昭和25年	1950年	98歳	大正9年	1920年
			69歳	昭和24年	1949年	99歳	大正8年	1919年
			70歳	昭和23年	1948年	100歳	大正7年	1918年
			71歳	昭和22年	1947年	101歳	大正6年	1917年

各調査項目に関する記入の仕方は、次のページ以降をご確認ください。



- 「単独事業所」とは、他の場所に本社や支社等を持たない事業所をいいます。
- 「本所・本社」とは、他の場所に支所等を持ち、それらを総括する事業所をいいます。
- 「支所・支社」とは、本所等の統括の下に、本所等から分かれて活動する事業所をいいます。

会社の方が記入してください

0 2 0 2

会-I 事業所の概要

- 1 本所・支所の区分と会社の種類
それぞれ当てはまるもの一つに記入してください。

	本所・支所の区分			会社の種類	
	単独事業所	本所・本社	支所・支社	株式	その他
801	0	●	0	●	0

特例有限会社（旧制度の有限会社を含む）は、株式会社に含みます。

- 2 11月1日現在の従業者数
漁業と漁業以外も含めたすべての従業者数を記入してください。

（本所・本社の場合は、支社・支所を含めた従業者数ではなく、本所・本社のみ従業者数を記入してください。）

千 百 + (人)

802	:	:	3	2
-----	---	---	---	---

次のページへ →

出資金はなく、漁船等を持ち寄り漁業経営を共同で行っている場合は、これに該当します。

- 現物出資のみの人を含めた出資者の人数を記入してください。
- 共同経営に従事していても、出資していない人は含めません。

共同経営の方が記入してください

共-I 共同経営について

共同経営とは、2経営体（法人を含みます。）以上で、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、共同で漁業経営を行うことをいいます。

- 1 出資金
現物出資を除く出資金について、当てはまるもの一つに記入してください。

出資金 現金 現物 出資のみ は	10	10	30	50	100	200	500	1,000	3,000
	万円 未満	万円 以上							
831	0	0	0	0	0	0	0	0	0

現物出資とは、漁船や漁網などの持ち寄りをいいます。

- 2 出資者の人数
出資金を出資した人と現物出資をした人の合計の人数を記入してください。

千 + (人)

832	:	:	:	:
-----	---	---	---	---

次のページへ →

11月1日現在の海上作業に雇った日本人の数を記入してください。

- 雇用契約を結んで漁業の海上作業に従事している外国人の数を記入してください。
- 海外基地で乗下船する者や外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能実習を行っている者は含めませんが、講習による知識修得活動期間中の外国人（雇用関係なし）は含めません。

2 海上作業に雇った人（3ページの「1 漁業に従事した責任のある者」に記入した人を除く。）

(1) 11月1日現在の海上作業に雇った人の有無を記入してください。雇った人がいる場合は、項目ごとにその人数を記入してください。

(3) (1)の日本人のうち、(2)の役職につく者を除いて、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を年齢別に記入してください。

海上作業に雇った人がいない	201	0
海上作業に雇った人がいる		0

過去1年以内に漁業を始めた人とは、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した人で、以下のいずれかに該当する人です。
 ・新たに漁業を始めた人（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた人を含む。）
 ・他の仕事が主であったが、漁業が主となった人（他の産業に従事等）

		男	女
計	221	23	
15～19歳	222		
20～24歳	223	2	
25～29歳	224		
30～34歳	225	5	
35～39歳	226	12	
40～44歳	227	2	
45～49歳	228		
50～54歳	229	2	
55～59歳	230		
60～64歳	231		
65～69歳	232		
70～74歳	233		
75歳以上	234		

日本人	外国人
①	③
千 百 十 (人)	千 百 十 (人)
211	
28	12

11月1日現在の海上作業に雇った日本人のうち、記入されている役職につく人について記入してください。

(1)の日本人のうち、役職につく者を除いて、30日以上海上作業を行った人を年齢別に記入

本人のうち、役職（漁ろう長、船長、機関長、につく者（雇用に限る。）について記入して

役職	性別	出生の年月		漁業従事日数 (陸上作業を含みます。)	海上作業日数が多かった漁業種類			陸上作業に従事															
		漁ろう長	船長		機関長	養殖場長	1位		2位	3位													
①	②	③	④	⑤	⑥		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫											
該当するすべてにマーク				いずれかにマーク	大正	昭和	平成	年	月	全国漁業種類番号を記入			該当にマーク										
0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	4	2	8	6	2	8	6	1	2	1	1	1	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	4	7	9	1	1	9	5	5	1	3	9	1	4	4	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	4	9	1	2	2	4	1									
0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	1	1	2	4	1									
0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	5	2	4	1										

3 陸上作業に雇った人数
 過去1年間の漁業の陸上作業について、最盛期に雇った人数を記入してください。

計	241	8
男	242	2
女	243	6

6ページの「全国漁業種類番号」で当てはまる番号を記入してください。

「海上作業」とは、次の作業をいいます。

- 漁船漁業においては、海上でのすべての作業
- 地びき網漁業においては、海上でのすべての作業及び陸上での引き子の作業
- 採貝、採藻
- 海上施設における養殖の場合は、海上でのすべての作業
- 陸上施設における養殖の場合は、給餌作業をはじめ、養殖施設でのすべての作業

「漁船」とは、過去1年間に自己の漁業生産に使用したもので、主船だけでなく灯船、魚群探索船等の付属船も含めます。なお、漁船登録をしていますが遊漁のみに使用した漁船は含めません。

0205

II 漁船

- 1 過去1年間に漁業に使用した漁船について、当てはまるものすべてを記入してください。(借りた漁船を含みます)
 また、漁業に使用した漁船のうち、11月1日現在で保有している隻数(借りている漁船を含み、貸している漁船は含みません。)を記入してください。

漁船を使用していない	301	0	使用していない場合は6ページへ進んでください。	使用した漁船をすべてマーク	11月1日現在で保有している漁船(隻)
漁船を使用した	302	●		無動力漁船	0
	303	●		船外機付漁船	1
	304	●		動力漁船	0

1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船としてください。

11月1日現在で保有している場合は、③欄及び④～⑨欄に記入してください。

(例)
119.88トン
→119.8トン

- 2 動力漁船【動力漁船についてのみ1隻ごとに記入してください】

過去1年間に使用した漁船 (借りた漁船を含みます)			11月1日現在で保有している漁船 (借りている漁船を含み、貸している漁船は含みません)					
総トン数 (小数第1位まで記入し、小数第2位を切り下げてください。)	11月1日現在 保有している	過去1年間 の出漁日数	出漁日数が多かった漁業種類			販売金額が多かった漁業種類		
①	②	③	1位	2位	3位	1位	2位	3位
千 百 + (トン)	いずれかにマーク	それぞれの漁船ごとに日数を記入(日)	全国漁業種類番号を記入					
119.8	●	286	1	2	1	1	2	1
402	●	241	1	2	1	1	2	1
●	●	●	1	1	1	1	1	1
●	●	●	1	1	1	1	1	1
●	●	●	1	1	1	1	1	1
●	●	●	1	1	1	1	1	1
●	●	●	1	1	1	1	1	1
●	●	●	1	1	1	1	1	1
●	●	●	1	1	1	1	1	1
●	●	●	1	1	1	1	1	1
●	●	●	1	1	1	1	1	1

「動力漁船」は10隻までしか記入できません。11隻以上使用した場合は、調査員から配布される補助票がありますので、そちらに記入してください。

海面養殖を行っていても、養成期間中で、過去1年間に収穫していない場合は、販売見込み金額の多い順に記入してください。

11月1日現在において所有、借入れに関係なく、自らが管理運営している漁船については、「保有している」に記入してください。

出漁日数の数え方
 ・1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
 ・1航海が1夜の場合(夕方出港し、翌朝入港した場合は)1日とします。
 ・2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
 ・なお、遊漁船業は含みません。

6ページの「全国漁業種類番号」で当てはまる番号を記入してください。

同じ漁業種類であっても、必ず漁船ごとにそれぞれ記入してください。

漁業を行うためのえさを漁獲又は養殖した場合も、該当する漁業種類にマークしてください。

0206

Ⅲ 漁業経営について

1 営んだ漁業種類

(1) 過去1年間に行った、すべての漁業種類について記入してください。

《 網 漁 業 》

す営
べん
だも
の
マ

全国漁業種類番号

《 はえ縄・釣・
その他漁業 》

す営
べん
だも
の
マ

全国漁業種類番号

《 海 面 養 殖 》
(種苗養殖含む)

す営
べん
だも
の
マ

全国漁業種類番号

底 び き 網	遠洋底びき網	101	0
	以西底びき網	102	0
	沖合底びき網 1 そうびき	103	0
	沖合底びき網 2 そうびき	104	0
	小型底びき網	105	0
船 び き 網		106	0
大 中 型 ま き 網	1そうまき遠洋 かつお・まぐろ	107	0
	1そうまき近海 かつお・まぐろ	108	0
	1そうまき そ の 他	109	0
	2 そうまき	110	0
	中・小型まき網	111	0
刺 網	さけ・ます流し網	112	0
	かじき等流し網	113	0
	その他の刺網	114	0
さんま棒受網	115	0	
大型定置網	116	0	
さけ定置網	117	0	
小型定置網	118	0	
その他の網漁業	119	0	

は え 縄	遠洋まぐろはえ縄	120	0
	近海まぐろはえ縄	121	●
	沿岸まぐろはえ縄	122	0
	その他のはえ縄	123	0
	遠洋かつお一本釣	124	0
	近海かつお一本釣	125	0
	沿岸かつお一本釣	126	0
	遠洋いか釣	127	0
	近海いか釣	128	0
	沿岸いか釣	129	0
釣	ひき縄釣	130	0
	その他の釣	131	0
	小型捕鯨	132	0
	潜水器漁業	133	0
	採貝・採藻	134	0
その他の漁業	135	0	

魚 類 養 殖	ぎんざけ養殖	136	0
	ぶり類養殖	137	0
	まだい養殖	138	0
	ひらめ養殖	139	●
	とらふぐ養殖	140	0
	くろまぐろ養殖	141	0
	その他の魚類養殖	142	0
	ほたてがい養殖	143	0
	かき類養殖	144	●
	その他の貝類養殖	145	0
	くるまえび養殖	146	0
	ほや類養殖	147	0
	その他の水産動物類養殖	148	0
	こんぶ類養殖	149	0
	わかめ類養殖	150	0
のり類養殖	151	0	
その他の海藻類養殖	152	0	
真珠養殖	153	0	
真珠母貝養殖	154	0	

3 ページⅠの1「漁業に従事した責任のある者」、4 ページⅠの2の(2)「役職につく者」、5 ページⅡの2「動力漁船」及び7 ページⅢの1の(2)「年間販売金額が多かった全国漁業種類番号」については、本ページの「全国漁業種類番号」を使用してください。

漁業種類は、各地域によって様々な名称がありますので、別に配布している「漁業種類地方名称一覧」を参考にしてください。

海面養殖を行っていても、養成期間中で、過去1年間に収穫していない場合は、販売見込み金額の多い順に記入してください。

0207

(2) 過去1年間に行ったすべての漁業種類のうち、販売金額の多かった順に3つを(1)の全国漁業種類番号101～154から選んで記入してください。

	1位	2位	3位
	161	162	163
年間販売金額が多かった 全国漁業種類番号	121	139	144

6ページの「全国漁業種類番号」の当ではまる番号を記入し

6ページでマークした「全国漁業種類番号」の中から選んで記入してください。

(3) 過去1年間の漁獲物・収穫物について、魚種別の販売金額の多かった順に3つを下表の魚種番号01～36から選んで記入してください。

	1位	2位	3位
	171	172	173
年間販売金額が多かった 魚種番号	01	03	02

表 魚種番号

名	称	番号	名	称	番号	名	称	番号	名	称	番号
くろまぐろ		01	ひらめ・かれい類		10	いかなご		19	ほたてがい		28
かつお・まぐろ類 (くろまぐろを除く)		02	すけとうだら		11	ふぐ類		20	その他の貝類		29
かじき類		03	その他たら類		12	その他の魚類		21	いか類		30
さけ・ます類		04	ほっけ		13	いせえび		22	たこ類		31
いわし類		05	あなご類		14	その他のえび類		23	うに類		32
あじ類		06	たちうお		15	ずわいがに べにずわいがに		24	なまこ類		33
さば類		07	たい類		16	その他のかに類		25	こんぶ類		34
さんま		08	いさき		17	あわび類・さざえ		26	その他の海藻類		35
ぶり類		09	さわら類		18	あさり類		27	その他		36

2 地方選定漁業種類について

過去1年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、そのすべての漁業種類について記入してください。

地方選定漁業種類が記載されていない場合、マークは不要です。

地方選定漁業種類 種類名	番号	マ 該 当 に	地方選定漁業種類 種類名	番号	マ 該 当 に	地方選定漁業種類 種類名	番号	マ 該 当 に
ひき釣	901	0			0			0
たこつぼ漁業	902	0			0			0
沖合たこかご漁業	903	0			0			0
沿岸たこかご漁業	904	0			0			0
いか玉	905	0			0			0
あなごかご	906	0			0			0
しまあじ養殖	907	0			0			0
		0			0			0

7

都道府県ごとに設定された漁業種類が記入されています。そのうち、行ったものすべてにマークしてください。

0 2 0 8

海面養殖を行っていない場合は、次ページへ進んでください。

3 海面養殖業 (陸上に設置した水槽に海水を入れ養殖をする場合は、海面養殖に含めます。)

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

(1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積 (魚類を放養しない面積は除きます。) を記入してください。

	借りている施設の面積も含めます。	養殖場の施設面積															
		うち、使用している面積															
		百万	十万	万	千	百	十	(㎡)	百万	十万	万	千	百	十	(㎡)		
魚類養殖の合計	511					7	0	0							3	0	0
うち、ぶり類	512																
うち、まだい	513																
うち、ひらめ	514					7	0	0							3	0	0
うち、陸上水槽	515					1	0	0									
うち、とらふぐ	516																
うち、陸上水槽	517																
うち、くろまぐろ	518																

(2) ほたてがい養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式
台数と1台の平均面積を記入してください。

万 千 百 十 (台)

台 数 521

万 千 百 十 (㎡)

平 均 面 積 522

イ はえ縄

幹縄 (海面に水平に張って垂下連を支える縄 (ロープ)) の長さを記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (m)

523

種がきとして販売する稚貝を養成した施設も含めて記入してください。

(3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

いかだ垂下式、簡易垂下式
台数と1台の平均面積を記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (台)

台 数 531 1 0

百万 十万 万 千 百 十 (㎡)

平 均 面 積 532 9 0

イ はえ縄

幹縄 (海面に水平に張って垂下連を支える縄 (ロープ)) の長さを記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (m)

533

ウ 地まき式、そだひび式
養殖している養殖場の面積を記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (㎡)

534

(4) わかめ類養殖

幹縄 (海面に水平に張って種糸を支える縄 (ロープ)) の長さを記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (m)

541

(5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

(養殖施設の面積には潮通し、船通しは含みません。面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。)

百万 十万 万 千 百 十 (㎡)

551

(6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。(かご100つりを1台としてください。)

百万 十万 万 千 百 十 (台)

561

(7) 真珠母貝養殖

いかだ台数を記入してください。(かご100つりを1台としてください。)

百万 十万 万 千 百 十 (台)

562

遠洋まぐろ漁業など、1年以上の遠洋航海等で、漁獲はあったものの水揚（販売）をしていない場合は、「販売金額なし」にマークしてください。

養殖を行っていない場合や、養殖を行っていても、養成期間中で過去1年間に収穫をしていない場合は、「販売金額なし」にマークしてください。

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額（消費税を含む。）について、当てはまるもの一つに記入してください。

販売金額なし	100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～800万円未満	800万円～1,000万円未満	1,000万円～1,500万円未満	1,500万円～2,000万円未満	2,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円～2億円未満	2億円～5億円未満	5億円～10億円未満	10億円以上
販売金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	573
うち、海面養殖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	574

「10億円以上」の場合は、金額も記入してください。

千億 百億 十億 (億円)

四捨五入して億円単位で記入してください。

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に記入してください。また、出荷額の最も多かった出荷先一つに記入してください。

出荷先 (該当すべてにマーク)	581	漁業協同組合 以外の卸売市場 または荷さばき所	0	流通業者・加工業者	0	小売業者・生協	0	外食産業	0	消費者に直接販売		0	その他
										自営の水産物直売所	その他の水産物直売所		
出荷額の最も多かった出荷先 (一つにマーク)	582	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

消費者に直接販売には、自ら生産した水産物またはそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。自営の水産物直売所には、団体経営体自らが運営する直売所が該当します。その他の水産物直売所は共同で運営しているものが該当します。他の方法には、(小売店・飲食店等)のほか、インターネット等により消費者に直接販売したものが該当します。

10億円以上の場合は、10億円以上にマークし、金額も記入してください。

「漁獲物・収穫物の出荷先」とは、漁業経営体が直接出荷した相手先をいいます。販売を行っていない場合や収穫を行っていない場合は、出荷予定先をマークしてください。

「漁家レストラン」とは、団体経営体自ら又は構成員(組合員)が生産した水産動植物を、使用の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、代金を得ている場合をいいます。

IV 漁業以外の事業について

過去1年間に行った漁業以外の事業について、当てはまるものすべてに記入してください。また、漁家民宿の過去1年間の延べ宿泊者数を記入してください。

行っていない	水産物の加工	漁家民宿	漁家レストラン	遊漁船業	農業	小売業	その他
591	0	0	0	0	0	0	0

漁家民宿の延べ宿泊者数 万 千 百 十 (人)
592

「会社」以外の方の調査は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。「会社」の方は次ページへ。

「漁家民宿」とは、旅館業法に基づく旅館業の許可を得て、第三者を宿泊させ、団体経営体自ら又は構成員(組合員)が生産した水産動植物や地域の食材を用いた料理を提供し料金を得ている事業をいいます。宿泊した人数を記入してください。同一人物が2泊3日で民宿を利用した場合も「1人」と数えます。

このページは、「会社」の方で「本所・本社」又は「単独事業所」の場合にご記入ください

- ・ 従業者とは、次の①～④のいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 個人事業主及び無給の家族従業者
 - ② 有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の人）
 - ③ 雇用者（賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人）
 - ④ 出向・派遣受入者
- ・ なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含みません。

「会社」の方で2ページの本所・支所の区分が「本所・本社」及び「単独事業所」の場合に記入してください。

会 - II 支所・支社も含めた会社全体について

- 1 支所・支社も含めた会社全体の従業者数
支所・支社も含めた**会社全体の従業者数**を記入してください。

		十	万	千	百	十	(人)
計	803	:	:	:	:	4	0
常時従業者	804	:	:	:	:	3	2
うち、雇用者	805	:	:	:	:	3	1
その他	806	:	:	:	:		8

常時従業者とは、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している人及び研修生を含まない、次の①～④のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 個人事業主及び無給の家族従業者
- ② 有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の人）
- ③ 雇用者（賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人）
 - ・ 役員の肩書きがあるものの、役員報酬ではなく、雇用者と同じ賃金・給与体系の人
 - ・ 期間を定めずに従事している人
 - ・ 1か月以上の期間を定めて従事している人
- ④ 出向・派遣受入者
 - ・ 1か月以上の期間を定めて従事している人

雇用者とは、常時従業者のうち③の「雇用者」に該当する者をいいます。

その他とは、常時従業者以外の従業者をいいます。

- ・ 1か月未満の期間を定めて雇用されている人
- ・ 日々雇用（日雇い）されている人、など

2 資本金

当てはまるもの一つに記入してください。

（ 株式会社については払込済み資本金の金額、その他については出資金の金額で当てはまるもの一つに記入してください。 ）

100万円未満	100万円未満	200万円未満	500万円未満	1,000万円未満	3,000万円未満	5,000万円未満	1億円未満	10億円以上
807	0	0	0	0	0	0	0	0

- ・ 常時従業者とは、上記の①及び②に加え、③のうち次の⑤～⑦のいずれかに該当する者、及び④のうち次の⑦に該当する者をいいます。
 - ⑤ 役員の肩書きがあるものの、役員報酬ではなく、雇用者と同じ賃金・給与体系の人
 - ⑥ 期間を定めずに従事している人
 - ⑦ 1か月以上の期間を定めて従事している人
- ・ その他とは、常時従業者以外の従業者をいいます。
例：1か月未満の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人、等

0211

3 漁業の専業・兼業

- (1) 過去1年間に行った事業が**漁業のみ**の場合は「専業」、他の事業も行った場合は「兼業」に記入してください。

	兼業	専業
808	●	○

専業の場合は、(2)～(4)の記入は必要ありません。

- (2) 過去1年間の総販売金額に占める漁業部門の割合について、**当てはまるもの一つ**に記入してください。

	25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75%以上
809	○	○	○	●

- (3) 過去1年間に**漁業以外**に行ったすべての事業の**事業所の数**を記入してください。
そのうち、**販売金額が最も多かったもの一つ**に記入してください。

		事業所の数	販売金額が最も多かったもの一つにマーク
製造業	水産加工業	811	1 ●
	その他	812	○
卸売・小売業、飲食業		813	○
サービス業		814	○
その他	冷蔵倉庫業	815	○
	その他	816	○

- (4) **自社用の冷凍・冷蔵工場数**を記入してください。(寄託品を取り扱わない自社用の水産物を保存する冷凍・冷蔵工場数)

(工場)

817	1
-----	---

4 事業別の子会社数

事業別に**子会社数**を記入してください。

(会社)

漁業		821	:	:	:
製造業	水産加工業	822	:	:	:
	その他	823	:	:	:
卸売・小売業、飲食業		824	:	:	:
サービス業		825	:	:	:
その他	冷蔵倉庫業	826	:	:	:
	その他	827	:	:	:

調査は以上で終わりです。
ご協力ありがとうございました。

- 「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社や、会社がその経営を支配している法人をいいます。
- 1つの子会社で複数の事業を行った場合は、販売金額が最も多い事業にのみ計上してください。



調査項目はここまでです。
お忙しい中、最後までご協力いただき誠にありがとうございました。